

令和6年2月28日開催

令和5年度  
燕市農業委員会第11回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第11回総会 議事録

1. 開催日時 令和6年2月28日(水曜日)  
午後1時30分～午後2時5分

2. 開催場所 燕市役所 4階 委員会室

3. 出席委員 (25名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	22番 荻原 一郎
2番 本田 繁	12番 山田 直子	23番 山崎登美雄
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	24番 小川 芳秀
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	25番 和田 正春
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	26番 笹川 勇雄
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員

欠席 1名 21番 片桐 正敏

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第29号 農地の転用事実に関する照会について

報告第30号 農地等の現況に係る照会について

(4) 議事

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第60号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第 61 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 62 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 治田祐樹

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

13 番 江口 保 14 番 渡邊美代子

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席は、議席番号 21 番 片桐正敏委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 25 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 11 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 13 番 江口 保 委員及び</p> <p>議席番号 14 番 渡邊美代子 委員にお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 28 号から第 30 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 28 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>初めに小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 170 番 中島字下表の田、1 筆、277 m<sup>2</sup>、耕作者の変更に伴う小作権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 171 番 小中川、他の田、計 3 筆、16,677 m<sup>2</sup>、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 172 番 小池字上通、他の田、計 4 筆、3,945 m<sup>2</sup>、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 173 番 源八新田字二番割の田、計 2 筆、2,460 m<sup>2</sup>、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 174 番 熊森の田、1 筆、2,527 m<sup>2</sup>、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 175 番 松橋字平岡の田、計 12 筆、8,731 m<sup>2</sup>、燕市最終処分場事業用地の転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 176 番 松橋字平岡の田、計 12 筆、4,511.7 m<sup>2</sup>、燕市最終処分場事業用地の転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 177 番 溝古新字石塚の田、計 2 筆、6,000 m<sup>2</sup>、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 178 番 高木字高木の田、計 3 筆、1,264 m<sup>2</sup>、売買に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 29 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 18 番 小牧字前畑の田、1 筆、314 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。</p>
事務局	<p>受付番号 19 番 小池字稲場付の畑、計 2 筆、32.30 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。</p>
事務局	<p>受付番号 20 番 柚木字前郷屋の畑、1 筆、118 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。用途地域であります。</p>
事務局	<p>受付番号 21 番 水道町四丁目の田、1 筆、581 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は有り。昭和 56 年 1 月 28 日、新潟県指令巻農地第 7002 号、農地法第 4 条、分家住宅及び倉庫。現状回復命令の有無は無し。用途地域であります。</p>

事務局	<p>受付番号 22 番 小高字新田の田畑、計 3 筆、71 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。用途地域であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 30 号「農地の現況に係る照会について」であります。</p> <p>受付番号 2 番 関崎字寺浦の田、計 4 筆、105.30 m<sup>2</sup>、現況は非農地、転用許可等の有無は無し。小作人等については無し。買受適格証明書の要否については要する。農用地区域外であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 35 番 高木字高木の田、計 3 筆、1,264 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円。位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 36 番 米納津字野附の田、1 筆、1,004 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の同じく 1 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 37 番 地藏堂字川原五十歩の畑、1 筆、284 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 2 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 38 番 地藏堂字川原五十歩の畑、1 筆、207 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の同</p>

事務局	<p>じく2頁をご覧ください。</p>
	<p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p>
	<p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る2月21日、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>2月21日、午後1時30分より、市役所4階 委員会室で、第1事前審査委員会、出席委員13名による審査の結果、「農地法第3条の規定による許可申請」4件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号76番 米納津字江添の畑、1筆、553㎡、転用目的は駐車場5台。契約内容は売買、令和6年6月15日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料3～4頁をご覧ください。</p> <p>親族である譲受人が、駐車場が不足しているため、当該地を購入し駐車場5台を整備するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>

事務局	<p>受付番号 77 番 道金字荒処の畑、1 筆、242 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借、令和 6 年 7 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 5～6 頁をご覧ください。</p> <p>両親と同居していますが、家族が増え手狭となったため、父親が所有する当該地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 78 番 八王寺字堤添の畑、1 筆、303 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 6 年 7 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 7～8 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭となったため、当該地を購入し、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 79 番 花見字富永割の畑、計 4 筆、134.84 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅。契約内容は贈与、令和 6 年 9 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 9～10 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭となったため、当該地を譲り受け、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 80 番 吉田吉栄字元割の畑、計 2 筆、757 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借、令和 6 年 7 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 11～12 頁をご覧ください。</p> <p>現在居住している建物が古くなり、隣接する当該地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は、第</p>



事務局	<p>一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断される所とあります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところとあります。</p>
事務局	<p>受付番号 81 番 筈ヶ島字筈掛石の田、計 2 筆、4,077 m<sup>2</sup>、転用目的は工事用仮設事務所及び駐車場 76 台。契約内容は賃貸借。令和 6 年 12 月 31 日までの一時転用。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 13～14 頁をご覧ください。</p> <p>燕市浄水場の建設に必要な現場事務所及び駐車場用地として一時転用をおこなうものです。当該地は、令和 6 年 3 月まで一時転用の許可をしておりますが、工事が終了しないため、今回 12 月までの申請が提出されました。申請地は農振農用地であります。浄水場建設に必要な仮設事務所や駐車場用地として代替の無い農地で、第 1 種農地であっても不許可の例外と判断できることから、引き続き許可はやむを得ないと判断される所とあります。</p>
事務局	<p>受付番号 82 番 杉柳字杉柳の田畑、計 2 筆、369 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場 11 台。契約内容は売買、令和 6 年 5 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 15～16 頁をご覧ください。</p> <p>金属のスクラップ業を営んでおり、従業員、来客用の駐車場が不足しているため、当該地を購入し、駐車場 11 台を整備するものです。申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断される所とあります。</p>
事務局	<p>受付番号 83 番 小牧字脇畑の畑、1 筆、317 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅。契約内容は贈与、令和 6 年 8 月 10 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 17～18 頁をご覧ください。</p>

事務局	<p>現在借家に住んでおりますが、手狭となったため、父親から当該地を譲受け、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 84 番 杉柳字前田の田畑、計 2 筆、499 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借、令和 6 年 9 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 19～20 頁をご覧ください。</p> <p>現在の住宅が老朽化したため、当該地を借り受け、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果、「農地法第5条の規定による許可申請」9件、異議がなかったことを報告致します。</p>
議長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、転用面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>

議 長	次に議案第 60 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 60 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。所有権の移転であります。 受付番号 11 番 佐善字居浦の田、1 筆、1,762 m <sup>2</sup> 、移転時期は令和 6 年 3 月 25 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 6 年 3 月 31 日。位置図は議案資料の 21 頁をご覧ください。
事務局	続いて、利用権設定であります。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 94 番 小中川字西田方、他の田畑、計 4 筆、1,415 m <sup>2</sup> 、設定期間は令和 16 年 3 月 5 日までの 10 年の新規設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。
事務局	新規設定については、10 件、24 筆、24,080 m <sup>2</sup> となります。 再設定については、11 件、22 筆、53,274 m <sup>2</sup> となります。 利用権設定の合計は、21 件、46 筆、77,354 m <sup>2</sup> となります 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転 1 件、利用権の新規設定 10 件、再設定 11 件、異議がなかった事を報告します。
議 長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。

議 長	次に、議案第 61 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第 61 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。
事務局	はじめに公社借入の 10 年の農用地利用集積計画であります。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 419 番 東太田字荒井江西、他の田、計 5 筆、3,824 m <sup>2</sup> 、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 16 年 3 月 5 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。
事務局	20 頁をご覧ください。終期が違う 10 年の集積計画です。 受付番号 427 番 佐善村新田字切替沖の田、1 筆、3,154 m <sup>2</sup> 、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 15 年 11 月 29 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。
事務局	10 年の公社借入は、9 件、53 筆、62,848 m <sup>2</sup> となります。
事務局	次に、21 ページをご覧ください。7 年の集積計画であります。 受付番号 428 番 小牧字道外の田、計 10 筆、7,211 m <sup>2</sup> 、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 13 年 3 月 5 日までの 7 年になります。
事務局	次に、22 ページをご覧ください。6 年の集積計画であります。 受付番号 429 番 横田字ヲミワケの田、1 筆、971 m <sup>2</sup> 、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 11 年 9 月 30 日までの 6 年になります。
事務局	6 年の公社借入は、2 件、2 筆、1,979 m <sup>2</sup> となります。
事務局	次に、23 ページをご覧ください。5 年の集積計画であります。 受付番号 431 番 杉名字杉名の田、計 3 筆、2,041 m <sup>2</sup> 、利用権の設

事務局	定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和11年3月5日までの5年になります。
事務局	5年の公社借入は、8件、16筆、18,893㎡となります。
事務局	次に、24ページをご覧ください。3年の集積計画であります。 受付番号439番 吉田矢作字大沖、他の田、計3筆、2,670㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和9年3月1日までの3年になります。
事務局	続きまして、公社貸付の10年の農用地利用集積計画であります。 受付番号234番 東太田字荒井江西、他の田、計7筆、5,360㎡、設定期間は令和16年3月5日までの10年です。
事務局	27ページをご覧ください。 終期が違う10年の集積計画になります。 受付番号242番 佐善村新田字切替沖の田、1筆、3,154㎡、設定期間は令和15年11月29日までの10年になります。
事務局	10年の公社貸付は、9件、53筆、62,848㎡となります。
事務局	次に、28ページをご覧ください。7年の集積計画であります。 受付番号243番 小牧字道外の田、計10筆、7,211㎡、設定期間は令和13年3月5日までの7年です。
事務局	次に、29ページをご覧ください。6年の集積計画であります。 受付番号244番 横田字ヲミワケ、他の田、計2筆、1,979㎡、設定期間は令和11年9月30日までの6年です。
事務局	次に、30ページをご覧ください。5年の集積計画であります。 受付番号245番 杉柳字杉柳、他の田、計9筆、7,910㎡、設定期間は令和11年3月5日までの5年です。
事務局	5年の公社貸付は、3件、16筆、18,893㎡となります。
事務局	次に、31ページをご覧ください。3年の集積計画であります。

事務局	<p>受付番号 248 番 吉田矢作字大沖、他の田、計 3 筆、2,670 m<sup>2</sup>、設定期間は令和 9 年 3 月 1 日までの 3 年であります。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入 21 件、公社貸付 15 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。  (質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事で、ご異議ありませんか。  (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 62 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 62 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」であります。 農用地利用集積等促進計画の移転であります。 受付番号 6 番 笈ヶ島字三ツ石の田、計 2 筆、1,973 m<sup>2</sup>、残期間は令和 15 年 4 月 5 日までの 9 年であります。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>

三浦委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の移転1件、意見は特になかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画の移転について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画の移転について、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第60号、第61号の案件につきましては、<u>3月5日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第11回総会を閉会致します。</p> <p style="text-align: center;">(終了時刻 午後2時5分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年2月28日

総会議長 和田正春

---

議事録署名委員 江口 保

---

議事録署名委員 渡邊美代子

---